



## 建設工事請負契約書(案)

1 事業名	津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業											
2 工事名	津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設工事											
3 工事場所	津山市川崎地内											
4 工期	着工 この契約の締結日											
	完成 平成 31 年 3 月 31 日											
5 請負金額	算用数字で記入 すること。	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	金額の頭に「止 印」をすること。	¥										
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円											
〔(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、請負代金の額に8/108を乗じて得た額である。〔 〕の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕												
6 受注者	(代表者)											
7 契約保証金額	円 免除											
8 部分払	工期内に 回以内 ・ なし											
9 契約年月日	議会の議決を得た日											

## 目次

第1条（総則）	1
第2条（関連工事の調整）	2
第3条（実施設計図書及び施工承諾申請図書の提出等）	2
第4条（契約の保証）	3
第5条（権利義務の譲渡の禁止等）	4
第6条（委任又は下請負の制限）	4
第7条（実施設計図書、施工承諾申請図書及び完成図書等の著作権）	4
第8条（特許権等の使用）	5
第9条（監督員）	5
第10条（現場代理人等）	6
第11条（工事関係者に関する措置請求）	7
第12条（工事材料の品質及び検査等）	7
第13条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	7
第14条（支給材料及び貸与品）	8
第15条（不適合の場合の改造義務、破壊検査等）	9
第16条（条件変更等）	9
第17条（工事の変更、中止等）	10
第18条（受注者の請求による工期の延長）	11
第19条（発注者の請求による工期の短縮等）	11
第20条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更）	12
第21条（臨機の措置）	12
第22条（一般的損害）	13
第23条（第三者に及ぼした損害）	13
第24条（法令変更による損害等）	13
第25条（天災その他の不可抗力による損害）	14
第26条（請負代金の額の変更に代える設計業務の履行又は工事内容の変更）	15
第27条（試運転等、引渡性能試験及び引渡し）	15
第28条（請求代金の支払）	16
第29条（部分使用）	16
第30条（前金払）	17
第30条の2（中間前金払）	17
第30条の3（支払方法の選択）	17
第31条（前金払の申請）	18
第31条の2（中間前金払の認定請求）	18

第 3 2 条 (保証契約の変更)	18
第 3 3 条 (前払金の返還等)	18
第 3 4 条 (前払金等の減額)	18
第 3 5 条 (部分払)	19
第 3 6 条 (部分払の回数)	19
第 3 7 条 (前金払をしている場合の部分払)	19
第 3 8 条 (部分引渡し)	20
第 3 9 条 (保管の義務)	20
第 4 0 条 (第三者による代理受領)	20
第 4 1 条 (かし担保・性能保証)	20
第 4 2 条 (履行遅滞の場合における損害金等)	22
第 4 3 条 (発注者の解除権)	22
第 4 4 条	23
第 4 5 条 (受注者の解除権)	23
第 4 6 条 (解除に伴う措置)	23
第 4 7 条 (保険等)	24
第 4 8 条 (賠償金等の徴収)	24
第 4 9 条 (紛争の解決)	24
第 5 0 条	25
第 5 1 条 (補 則)	25
第 5 2 条	25

別紙 1	物価指数等
別紙 2	支払予定表
別紙 3	保険

( 総 則 )

第1条 上記の事業(以下「本事業」という。)に関して、津山圏域衛生処理組合(以下「発注者」という。)が頭書記載の受注者、及びとの間で締結した平成 年 月 日付基本契約書(以下「本基本契約」という。)第7条第1項の定めるところに従い、発注者及び受注者は、本事業に係る設計・建設業務に関する請負契約について、この契約、津山圏域衛生処理組合契約規則(昭和46年津山圏域衛生処理組合規則第5号、以下「契約規則」という。)、要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書の定めるところにより、この契約を信義に従い誠実に履行するものとする。なお、本基本契約、この契約、要求水準書等、提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本基本契約、この契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書が要求水準書等に優先するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等及び提案書に示された各工事(以下総称して「工事」という。)の施工のための設計と要求水準書等及び提案書に別途示された設計を行った上で、当該設計に基づいて工事を表記の工期(以下「工期」という。)内に完成させ、工事の目的物(備品等を含む。以下「工事目的物」という。)を発注者に引渡すものとし、発注者は、頭書記載の請負代金の額(以下「請負代金の額」という。)を支払うものとする。
- 3 この契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、設計、仮設、施工方法等の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めることができる。
- 4 受注者が共同企業体を有効に結成している場合、発注者は、この契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 5 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得る全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、設計若しくは工事の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 6 この契約における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、本基本契約書別紙1の定義集のとおりとする。
- 7 この契約の有効期間は、この契約の締結日から工事目的物の引渡しが行われた日までとする。ただし、その性質上当然に有効期間以後も効力を有すべき規定については、こ

の契約の有効期間終了後も有効とする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事と発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関係する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(実施設計図書及び施工承諾申請図書の提出等)

第3条 受注者は、この契約の定めるところに従い、要求水準書等及び提案書に基づき、本事業に係る工事を設計するものとし、この契約の締結後速やかに、設計業務に着手するものとする。

- 2 設計業務の一部を第三者に委託しようとするときは、受注者は、事前にかかる第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、且つ、発注者から承諾の通知を得るものとする。ただし、受注者は、受注者の責任において設計業務の第三者への委託を行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 受注者は、発注者に対し、要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、定期的に、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し、発注者の承諾した様式により報告書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。発注者は、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関して、随時に、受注者に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
- 4 受注者は、設計業務完了後速やかに、要求水準書等に定めるところに従い、要求水準書等が定める様式及び内容の実実施設計図書を発注者に提出してその承諾を得るものとする。なお、かかる承諾取得の手続は、全ての実施設計図書の完成に先行して、完成したもののから順次行うことができる。
- 5 発注者は、前項の定めるところに従って提出された実施設計図書が、法令等、この契約、要求水準書等及び提案書の水準を満たさないか、又はこれらの内容に適合していないか若しくは逸脱していることが判明した場合、当該実施設計図書の受領後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に対して通知することができる。
- 6 受注者は、前項の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、受注者が発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
- 7 前項の定めるところに従ってなされる実施設計図書の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、発注者の指示の不備・誤りによる場合その他の発注者の責めに帰すべき理由による場合、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用

及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が当該要求水準書等の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不相当であることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合は、この限りでない。

- 8 第6項の定めるところに従って受注者が是正を行った場合、受注者は、直ちに是正された実施設計図書を発注者に提出の上、発注者の承諾を得るものとする。この場合、当該承諾手続は、第5項から前項までの例によるものとする。ただし、第5項に掲げる期間の定めは適用せず、発注者は是正された実施設計図書の受領の後、可及的速やかに検討を実施するものとする。
- 9 受注者は、実施設計図書が発注者により受領された後14日以内に発注者から第5項の通知(第8項によって準用された場合を含む。)がない場合は、第4項の承諾がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。
- 10 受注者は、実施設計図書に対する発注者の承諾取得後工事の開始までに、要求水準書等に定めるところに従い、要求水準書等が定める様式及び内容の施工承諾申請図書リストを発注者に提出し、施工承諾申請図書を発注者に提出してその承諾を得るものとする。施工承諾申請図書の承諾手続は、第5項から前項までの例によるものとする。
- 11 受注者は、発注者による施工承諾申請図書の承諾の日から7日以内に、実施設計図書及び施工承諾申請図書並びに要求水準書等の定めるところに従い、実施設計図書及び施工承諾申請図書並びに要求水準書等が定める様式及び内容の工程表その他の書類を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 12 前項の規定は、実施設計図書及び施工承諾申請図書の変更について第16条の定めるところに従って発注者の承諾を得た場合に準用する。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が确实と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金の額の10分の1とする。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、既納の契約保証金に対応する契約金額（以下この項において「保証契約金額」という。）と当該増減後の契約金額との差額が保証契約金額の3割以内である場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡の禁止等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第12条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委任又は下請負の制限）

第6条 受注者は、工事の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、工事の一部又は設計業務の一部を下請負に付し又は再委託したときは、所定の様式による届出書を発注者に提出しなければならない。ただし、受注者は、受注者の責任において当該下請負及び再委託を行うものとし、下請人又は受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

（実施設計図書、施工承諾申請図書及び完成図書等の著作権）

第7条 発注者は、実施設計図書、施工承諾申請図書及び完成図書（要求水準書等に定める、工事竣工にあたって受注者が提出すべき図書をいう。以下同じ。）その他この契約に関して発注者の要求に基づき作成される一切の書類並びにプログラム及びデータベース（以下「実施設計図書等」という。）について、本事業の実施に必要な範囲で無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。本条において同じ。）する権利を有するものとし、その使用の権利は、運営・維持管理業務の遂行に必要な範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。

- 2 受注者は、自ら又は著作権者をして、次に掲げる行為を自ら行い又は第三者をして行わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（1）実施設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

（2）実施設計図書等の内容を公表すること（ただし、既に公表された事項についてはこ

の限りでない。 )。

(3) 実施設計図書等の複製、頒布、展示、改変及び翻案をすること。

- 3 受注者は、発注者による実施設計図書等の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。
- 4 受注者は、その作成する実施設計図書等が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 5 受注者は工事目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。その後の改正を含む。以下「著作権法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条まで規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 6 発注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 7 発注者は、工事目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 8 工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者は、工事目的物の利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、受注者は、その改変にあらかじめ同意する。
- 9 受注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合に限り、工事目的物の内容の公表その他成果物の利用を無償ですることができる。
- 10 発注者は、受注者が工事目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。以下同じ。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいうが、第 1 項に定めるプログラム及びデータベースを除くものとする。以下同じ。）について、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第 8 条 受注者は、工事の施工に特許権その他第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、且つ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第 9 条 発注者は、工事の施工について自己に代って指示監督する監督員を選定することができる。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限

とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

(3) 工事の工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

(4) 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 第2項の規定に基づくほか監督員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行わなければならない。

4 受注者は、所定の様式による監督日誌及び材料検査簿を備え、監督員の監督事項又は検査事項を確認し、記載の上、押印しなければならない。

(現場代理人等)

第10条 受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工上の技術的管理をつかさどる主任技術者及び専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号。その後の改正を含む。以下「建設業法」という。）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）並びに設計業務の技術上の管理を行う管理技術者及び成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。ただし、建設業法第26条第3項の工事の場合は、主任技術者を「専任の主任技術者」とし、同法第26条第2項の規定に該当する場合は、主任技術者に代え「監理技術者」とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限（請負代金の額の変更、工期の変更、請負代金の額の請求及び受領、次条第1項及び第2項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

4 第1項に基づき指定する現場代理人等は、同一の者により兼ねることができる。ただし、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者と設計業務の技術上の管理を行う管理技術者とは同一の者により兼ねることができない。

5 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行う。発注者は、その意図する成果物を完成させるため、この契約の履行に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

6 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第11条 発注者又は監督員は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき監督員の指示に従わない等著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、その交替等必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受理した日から10日以内にその結果を書面により発注者に通知しなければならない。

3 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者及び成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者がこの契約の義務を履行するために使用している下請負人、受託者、労働者等で、工事の施工又は管理につき監督員の指示に従わない等著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、その交替等必要な措置をとるべきことを求めることができる。この場合においての受注者の措置は、第2項の規定を準用する。

(工事材料の品質及び検査等)

第12条 工事材料の品質については、要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書に定めるところによる。要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質(営繕工事にあっては、均衡を得た品質)を有するものとする。

2 受注者は、要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書において監督員の立会いのもと行われる検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、工事現場に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第13条 受注者は、要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書におい

て監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、完成後において外面から明視することができない工事及び要求水準書等において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、工事材料の調合又は工事の施工について、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定したのものについては、要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書で定めるところにより当該記録を整備し、遅滞なくこれを監督員の指示に従い提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第14条 発注者から受注者へ支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上、検査して引渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が要求水準書等、提案書、実施設計図書及び施工承諾申請図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、受注者は、遅滞なく書面によりその旨を発注者又は監督員に通知しなければならない。
- 3 受注者は支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者又は発注者の指定する職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知(監督員に対する通知を含む。)を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面により当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡し場所又は引渡し時期を変更することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 9 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を要求水準書等、実施設計図書及び施工承諾申請図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第15条 受注者は、工事の施工部分又は設計業務の内容が要求水準書等、提案書、実施設計図書又は施工承諾申請図書に適合しない場合において、発注者又は監督員がその改造、修正、修補、改定その他必要と認められる措置を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

2 発注者又は監督員は、受注者が第12条第2項若しくは第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工若しくは設計業務の内容が要求水準書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とし、工期を延長することはできない。

(条件変更等)

第16条 受注者は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 要求水準書等又は提案書と工事現場の状態又は設計業務の内容とが一致しないこと。
- (2) 要求水準書等の表示が明確でないこと(要求水準書等、提案書が交互符合しないこと(ただし、これらの優先順位について定める第1条により問題が解決される場合は、この限りでない。)及び要求水準書等に誤り又は脱漏があることを含む。)
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

- 2 発注者又は監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の事実が発注者と受注者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、工事若しくは設計業務の内容の変更又は要求水準書等の訂正を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは合理的な範囲で損害を賠償しなければならない。
- 4 前項の規定により、工事若しくは設計業務の内容の変更又は要求水準書等の訂正がなされた場合において必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議して工期及び請負代金の額を変更しなければならない。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 発注者は、前各項の定めるところに従って要求水準書等が変更されたときその他必要があると認めるときは、実施設計図書及び施工承諾申請図書の変更内容及び理由を受注者に通知して、実施設計図書若しくは施工承諾申請図書を変更し、又は設計業務若しくは工事の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。
- 6 受注者は、前項の定める場合のほか、実施設計図書又は施工承諾申請図書を変更する場合には、変更内容及び理由を説明する書面並びに変更後の実施設計図書又は施工承諾申請図書（変更を要するものに限る。）を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。この場合、かかる承諾の手続は第3条第6項から第10項までの例によるものとする。
- 7 前2項の定めるところに従って実施設計図書又は施工承諾申請図書の変更が行われる場合において、発注者は、必要があると認められるときは、次項及び第9項に定めるところにより、工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 工期又は請負代金の額の変更は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、第5項の場合において、受注者が設計業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 10 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事現場の状態が変動したため受注者が設計業務を履行することができないか又は工事を施工することができないと認められるときは、発注者は第5項の規定により、設計業務又は工事の全部又は一部の履行を中止させなければならない。

（工事の変更、中止等）

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面により工事内容を

変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金の額を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

- 2 工期又は請負代金の額の変更は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 発注者は、第1項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第18条 受注者は、工事に支障を及ぼす天候の不良等受注者の責めに帰すことができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対してその理由を明らかにした書面により工期の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 発注者は、第1項の規定に基づく工期延長の請求が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金の額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第19条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者が協議して書面により定めなければならない。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 発注者は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者と協議の上、通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更)

第20条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金の額が不適當となったと認めるときは、相手方に対して書面により請負代金の額の変更を求めることができる。

2 前項の規定による請求は、この契約の締結の日から1年を経過した後でなければこれを行うことができない。

3 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金の額から出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金の額の変更に応じなければならない。

4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、別紙1に定める物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「この契約の締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金の額の変更の基準とした日」とするものとする。

6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不適當となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金の額を適当な額に変更することを求めることができる。

7 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに前項の適当な額の算定の方法は、発注者が別途定める。

8 工期内にインフレーションその他の予測することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ、請負代金の額が著しく不適當となったときは、前各項の規定にかかわらず、発注者と受注者が協議して請負代金の額を変更するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書等及び提案書に基づき、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ発注者又は監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむをえない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面により発注者又は監督員に通知しなければならない。

3 発注者又は監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、要求水準書等及び提案書に基づき、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(一般的損害)

第22条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他設計業務の履行又は工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第24条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他の損害を補てんするものがあるときは、発注者と受注者が協議して発注者の負担額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 設計業務の履行又は工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 設計業務の履行又は工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち設計業務の履行又は工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

3 前2項の場合、その他設計業務の履行又は工事の施工について第三者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(法令変更による損害等)

第24条 受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことによりこの契約にかかる自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を発注者に通知しなければならない。かかる法令等の変更により、工事内容の変更が必要となったときには、発注者及び受注者は、工期の変更につき協議する。

2 受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、設計業務又は工事の実施にあたって受注者に損害が発生した場合、発注者に対して当該損害の詳細を通知し、その負担方法等について発注者と協議することができる。かかる協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて当該損害を負担する。

法令変更	発注者 負担割合	受注者 負担割合
本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合	100%	0%
上記の法令等以外の法令等の変更の場合	0%	100%

3 発注者が支払う請負代金に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。

(天災その他の不可抗力による損害)

第25条 天災その他の不可抗力により、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により補てんされるものを除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面により損害額の負担を求めることができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害額の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事の出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具であって第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は第35条第1項の規定による検査又は立会いその他この工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。)のうち請負代金の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。

(3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、且つ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「請負代金の額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(請負代金の額の変更に代える設計業務の履行又は工事内容の変更)

第26条 発注者は、請負代金の額を増額すべき場合(費用を負担する場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金の額を増額の全部又は一部に代えて設計業務又は工事の内容を変更することができる。この場合において、変更すべき設計業務又は工事の内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(試運転等、引渡性能試験及び引渡し)

第27条 受注者は、工事の完成後、工期内に、要求水準書等及び提案書の定めるところにより、受注者立会いの上、工事目的物の試運転(以下「試運転」という。)を行わなければならない。

2 試運転は、受注者が発注者とあらかじめ協議の上作成した実施要領書に基づき、受注者が実施する。受注者は、試運転を行う期間(以下「試運転期間」という。)中、運転日誌及び試運転報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、試運転期間中、工事目的物の調整又は点検が必要であると認めた場合、発注者の立会いを求めなければならない。

4 受注者は、試運転の結果、工事目的物の補修が必要であると認めた場合、その原因及び補修内容を発注者に速やかに報告する。ただし、発注者が別途指定する事項に係る補修については、補修の着手前に補修実施要領書を作成し発注者の承諾を得なければならない。

5 受注者は、要求水準書等及び提案書の定めるところにより、あらかじめ発注者の承諾を得た教育指導計画書に基づき、運転指導(以下「運転指導」という。)を行う。

6 試運転及び運転指導は、受注者の責任及び費用において実施する。ただし、実負荷運転開始以降において、し尿等の搬入、残渣及び資源化物等の搬出は発注者の責任及び費用において実施する。

- 7 受注者は、工事目的物の引渡しに先立ち、要求水準書等及び提案書の定めるところにより、性能保証事項の確認のための引渡性能試験（以下「引渡性能試験」という。）を実施する。受注者は、引渡性能試験の実施に先立ち、試験内容、運転計画等を記載した試験要領書を提出しなければならない。
- 8 受注者は、引渡性能試験の完了後、試験条件及び試験結果等をまとめた報告書を発注者に速やかに提出する。
- 9 発注者又は発注者が定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の報告書が提出されたときは、受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を行わなければならない。ただし、受注者が当該検査に立会わないときは、発注者のみで当該検査を行うことができる。
- 10 発注者は、前項及び第35条第1項の検査に合格したときをもって、当該工事目的物の全部又は一部の引渡しを完了したものとみなす。
- 11 受注者は、第9項の検査に合格しないときは、直ちに手直しをしなければならない。手直しを完了したときは、工事手直し完了届を提出し発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、手直しの完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。これらに要する日数は、遅延日数（建設工事完了予定日から建設工事完了日までの日数をいう。以下同じ。）に算入しないものとする。
- 12 発注者又は検査員は、第9項の検査にあたり、必要があると認めるときは、工事目的物を破壊して検査等することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。
- 13 受注者は、工事目的物の全部の引渡しにあたり、要求水準書等及び提案書の定めるところにより、完成図書を発注者に提出しなければならない。

（請求代金の支払）

第28条 受注者は、設計業務成果物については、第3条の定めるところに従って発注者の承諾が得られたとき、また、工事目的物については、前条第2項又は第4項の検査等に合格したとき、その対応する金額相当分に関し、書面により請負代金の額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金の額を支払わなければならない。

（部分使用）

第29条 発注者は、工事の一部が完成した場合において、その部分の検査（当該検査については、前条第9項を準用する。）をして合格と認め、これを使用する必要があるときは、受注者の同意を得て、その合格部分の全部又は一部を使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により、受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加し

たときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(前金払)

第30条 発注者は、受注者が、保証事業会社との間で頭書の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結した場合、受注者に対して請負代金の額について、前金払をすることができる。

2 前項の規定による前金払の合計額は、請負代金の額の10分の4以内とし、また、各事業年度における前金払の合計額は、別紙2に定める支払限度額(以下「支払限度額」という。)を限度とする。

3 発注者は、第1項の規定による請求を承認し、第31条第1項に基づき前金払の額を決定したときは、その決定の日から起算して14日以内に前金払の額を支払わなければならない。

(中間前金払)

第30条の2 受注者は、前条第1項の規定により前金払をした工事が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合、受注者の書面による請求があったときは、請負代金の額について、前条第1項の前金払に追加して前金払をすることができる。この場合において、その追加して行う前金払(以下「中間前金払」という。)の合計額は、請負代金の額の10分の2以内(第1項の前金払及び中間前金払の合計額は、工事に係る請負代金の10分の6以内)とし、また、各事業年度における前金払及び中間前金払の合計額は、支払限度額を限度とする。

(1) この契約の締結に際し、中間前金払を選択していること。

(2) 当該中間前金払の請求があった事業年度の工期の2分の1を経過していること。

(3) 工程表により、当該中間前金払の請求があった事業年度の工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

(4) 中間前金払の請求時において、実施済みの設計業務及び工事に要する経費が、支払限度額の2分の1以上に相当する額であること。

2 発注者は、第1項の規定による請求を承認し、第31条の2第1項に基づき中間前金払認定調書を受注者に交付したときは、その交付の日から起算して14日以内に中間前金払の額を支払わなければならない。

(支払方法の選択)

第30条の3 受注者は、この契約の締結時に、請負代金の額の支払方法について、中間前金払又は第35条第1項の部分払のいずれかを選択し、発注者が指定する様式の書面を発注者に提出しなければならない。

(前金払の申請)

第31条 発注者は、第30条の規定により前金払をしようとするときは、発注者が指定する様式の前金払申請書を受注者に提出させ、前金払の額を決定するものとする。

2 受注者は、前項の規定による提出をこの契約の締結後30日以内（この契約の締結をした事業年度の翌事業年度以降に提出する場合には、当該事業年度の4月1日から同月30日までの間）に行わなければならない。ただし、発注者が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 受注者は、第30条の規定による前払金（以下「前払金」という。）を請求しようとするときは、前払金申請書に保証契約書（正副2通）を添えて発注者に提出しなければならない。

（中間前金払の認定請求）

第31条の2 発注者は、中間前金払をしようとするときは、発注者の指定する様式の中間前金払認定請求書を受注者に提出させ、当該工事の進捗状況等を確認のうえ、中間前金払の額を決定し、中間前金払認定調書2通を受注者に交付するものとする。

2 受注者は、第30条の2の規定による中間前払金（以下「中間前払金」という。）を請求しようとするときは、中間前金払請求書に保証契約書（正副2通）を添えて発注者に提出しなければならない。ただし、前条に基づき提出済みである場合にはこの限りでない。

（保証契約の変更）

第32条 受注者は、工期を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証契約書（正副2通）を発注者に提出しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、この契約に基づき請負代金の額を減額した場合又は工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の証契約書（正副2通）を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

（前払金の返還等）

第33条 発注者は、受注者が前払金又は中間前払金を設計業務及び工事に要する経費以外に使用したときは、前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 発注者は、前項の場合において返還すべき金額について、前金払又は中間前金払をした日から返還の日までの日数に応じ、法定率を乗じて得た金額を違約金として徴収するものとする。

（前払金等の減額）

第34条 発注者は、請負代金の額について、前金払又は中間前金払をした後に、第17条の規定による工事内容の変更等の事由により請負代金の額が減じた場合で、減額後の請負代金の額による第30条第2項及び第30条の2第1項の合計額の上限又は変更後の支払限度額を、支払済みの前払金及び中間前払金の額が上回るときは、受注者に当該差額を返還させるものとする。ただし、支払済みの前払金及び中間前払金の額が、減額後の請負代金の額に対し、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める割合に10分の1を加えた割合を乗じて得た額を超えないときは、この限りでない。

(1) 前金払のみをした場合 10分の4

(2) 前金払及び中間前金払をした場合 10分の6

(部分払)

第35条 発注者は、受注者より発注者が指定する様式の出来高検査申請書が提出された場合、当該出来高に係る検査(第27条第9項の規定を準用する。)に合格した部分(工事現場に搬入した検査済みの工事用材料を含む。以下同じ。)について、受注者の部分払申請書(発注者の指定する様式を備えたものに限る。)による申請により部分払をすることができる。ただし、受注者が第30条の2の規定により中間前金払を選択している場合にあっては、次の各号に掲げる場合を除き、部分払をすることができない。

(1) 各事業年度中に設計業務及び工事の実施に要した経費が、既払いの前払金及び中間前払金の合計額を上回った場合のその差額について部分払をする場合

(2) その他特別の事情により発注者が必要と認めた場合

2 前項の規定による部分払の金額は、部分払申請書の提出時点における出来高の価格を限度とする。ただし、既に支払済みの部分払がある場合にあっては、当該出来高の価格から当該支払済みの部分払の額を減じた額を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による部分払の金額は、当該事業年度における支払限度額を超えることはできない。

(部分払の回数)

第36条 部分払の回数は、工期の日数を365日で除して得た数に3回を乗じて得た数とする。ただし、工事の中止その他特別の事情により発注者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、前条第1項第1号に基づく部分払は、部分払の回数に含めないものとする。

(前金払をしている場合の部分払)

第37条 第30条の規定により前金払をしている場合(第35条第1項但書の規定による部分払の場合を除く。)において、部分払をするときは、第35条第2項の規定による部分払の限度額から、請負代金の額に対する出来高の価格の割合をその前金払の額に乗じて得た額(既に減額済みの前金払がある場合にあっては、請負代金の額に対する出来高の価格の割合をその前金払の額に乗じて得た額からその減額済みの前金払の額を減じた額)を減じた額以内の額とする。

2 前項の規定は、第35条第1項但書の規定による部分払の場合に準用する。この場合において、前項中「第30条の規定により前金払をしている場合(第35条第1項但書の規定による部分払の場合を除く。)」とあるのは「第30条の規定による前金払及び第30条の2の規定による中間前金払をしている場合」と、「その前払金の額」とあるのは「その前金払及びその中間前金払の合計額」と、「減額済みの前金払が」とあるのは「減額済みの前金払及び中間前金払が」と、「減額済みの前金払の額」とあるのは「減額済みの前金払及び

中間前金払の合計額」と読み替えるものとする。

3 第30条の規定による前金払をしている場合、部分払の回数は、前条に定める回数から1を減じた回数を限度とする。ただし、特別の事情により発注者が必要と認めた場合は、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、各事業年度における前金払、中間前金払及び部分払の合計額は、当該事業年度の支払限度額を超えることはできない。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が要求水準書等において工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分又は受注者が事業者提案において工事の完成に先立って引渡しを行うことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が完了したときについては、第26条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第27条中「請負代金の額」とあるのは「指定部分に相応する請負代金の額」と読替えて、これらの規定を準用する。

2 指定部分の引渡しに応じて指定部分に相応する請負代金の額として請求できる金額は、前条の規定を準用する。

(保管の義務)

第39条 受注者は、第29条第1項の規定による工事目的物の一部の引渡しを行った場合においても、工事目的物の全部の引渡しが完了するまでの間は、受注者は当該出来形部分について保管の責めを負うものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により当該出来形部分に損害が生じた場合及び第29条に基づき発注者が当該部分を使用する場合は、この限りでない。

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第27条(第38条において準用する場合を含む。)又は第35条の規定に基づく支払をしなければならない。

(かし担保・性能保証)

第41条 発注者は、工事目的物にかし(設計業務に起因する設計のかしを含み、要求水準書に基づき受注者が提出し発注者が承諾したかし確認要領書(以下「かし確認要領書」という。)に記載あるものに限定されない。以下同じ。)があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて当該かしの修補(補修、改造又は取替えその他必要な措置をいう。以下同じ。)を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該かしが重要ではなく、且つ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、かしの性質に応じ、第 26 条第 10 項の規定による引渡しを受けた日から要求水準書等に定める期間内に行わなければならない。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しを受けた際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者が、当該かしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物がかしにより滅失又は損傷したときは、第 2 項の定める期間内で、且つ、その滅失又は損傷の日から 6 か月以内に第 1 項に規定する権利を行使しなければならない。
- 5 第 1 項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者が当該支給材料又は当該指図が不相当であることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 第 1 項の規定は、第 3 条に基づき発注者が実施設計図書及び施工承諾申請図書を承諾したことをもって適用を免れない。
- 7 発注者は、工事目的物の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、受注者に対しかし検査を行うよう請求することができる。この場合、受注者は、その費用と責任においてかし検査を実施する。かし検査の内容は、受注者と発注者が協議して定める。
- 8 前項のかし検査の結果、かしの存在が認められた場合には、受注者は、その費用と責任において速やかに当該かしを修補する。なお、かしの有無は、かし確認要領書に基づき発注者が判定する。
- 9 受注者は、第 26 条第 10 項の規定による工事目的物の引渡しの日から 3 年間、性能保証事項を保証する。
- 10 前項の保証の期間内に、本施設が性能保証事項を満たしているかについて疑義が生じた場合は、受注者は、発注者の指定する時期に、発注者の立会いのもとで、本施設の性能及び機能を確認する試験（以下「性能確認試験」という。）を受注者の費用で実施した上で、その結果に係る報告書を発注者に提出する。なお、この場合において、本施設の通常運転に必要な費用は発注者の負担とする。
- 11 前項の定めるところに従って性能確認試験を行った結果、本施設の性能及び機能が性能保証事項を満たしていない場合は、受注者は、自らの費用で修補を行い、本施設が性能保証事項を満たすために必要な措置をとった上で、再度性能確認試験を受け、本施設の性能及び機能が性能保証事項を満たすことをについて発注者の確認を得るものとする。また、受注者は、本施設の性能及び機能が性能保証事項を満たしていないことにより発注者に生じた損害を賠償する。
- 12 第 9 項ないし前項の規定は、本施設が性能保証事項を満たさない事態が生じた原因

が発注者の責めに帰すべき場合及び不可抗力に起因する場合は、適用しない。

1 3 第1項に基づく発注者の如何なる請求及びその消長は、第9項に基づく発注者の如何なる請求も妨げず、第9項に基づく発注者の如何なる請求及びその消長も、第1項に基づく発注者の如何なる請求も妨げない。

1 4 受注者は、第1項の保証の期間内に本施設が性能保証事項を満たしていないことについて、SPCが運営・維持管理業務委託契約に基づき責任を負うことのみを理由として、第9項の保証に係る責任を免れることができない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがあるときは、発注者は、合理的と認める範囲内で、受注者から遅延料を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の遅延料の額は、請負代金の額から引渡し済みの部分に相応する請負代金の額を控除した額に、遅延日数につき法定率の割合で計算した額とする。

(発注者の解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、設計業務又は工事に着手すべき時期を過ぎてもこれに着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申出たとき。

(5) 本基本契約第15条第2項に基づき本基本契約が解除されたとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金の額を受注者に支払わなければならない。

3 第26条第12項の規定は、前項の検査について準用する。

4 第2項の場合において、第30条の規定による前金払及び第30条の2の規定による中間前金払があったときは、前払金及び中間前払金の額を第2項の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ法定率の割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

5 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

6 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第44条 発注者は、第26条第10項に基づく工事目的物全部の引渡しがあるまでは、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第4項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(受注者の解除権)

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第17条第1項の規定により設計業務又は工事の内容を変更したため、請負代金の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第17条第1項の規定による設計業務の履行又は工事の施工の中止期間が6月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により設計業務を履行すること又は工事を完成することが不可能となったとき。

(4) 本基本契約第15条第3項に基づき本基本契約が解除されたとき。

2 第42条第2項から第4項まで及び前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。ただし、第43条第4項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第14条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第14条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 工事用地等に、その所有に属する工事材料、建設機械器具、工事仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに、工事用地等を原状に復して発注者に明渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代って当該物件を処分し、工事用地等を原状に復することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申出ることができないとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第2項から第4項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等について、この契約の解除が第43条の規定による発注者の解除権の行使であるときは発注者が定め、第44条の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は第45条の規定による受注者の解除権の行使であるときは、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 前3条の規定によりこの契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。この場合において、受注者の住所が不明その他やむをえない理由により契約解除の通知ができないときは、発注者は、組合の掲示場に掲示して通知に代えることができる。

（保険等）

- 第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を要求水準書等及び提案書で定めるところにより別紙3に定める保険を付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく発注者に提示しなければならない。
  - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

- 第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金の額支払の日まで法定率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金の額及び第4条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき法定率の割合で計算した額の遅延料を徴収する。

（紛争の解決）

- 第49条 この契約書の各条項において、発注者と受注者が協議して定めるものにつき協

議が整わない場合、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合又はその他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

2 前項の紛争を解決するため要する費用の負担については、発注者と受注者が協議して定める。

（補則）

第51条 この契約書（変更契約書を含む。）の作成に必要な費用は、全て受注者の負担とする。

第52条 この契約の締結は、前各条によるほか、契約規則によるものとする。

2 この契約書及び契約規則に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が誠実に協議して定めるものとする。この契約書の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。

3 この契約書の規定と契約規則の規定とが矛盾抵触する場合には、この契約書の規定が優先的に適用されるものとする。

この契約の締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号。その後の改正を含む。)第96条第1項第5号及び組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成26年津山圏域衛生処理組合条例第3号。その後の改正を含む。)第2条の規定により、組合の議会の議決を得たときに、本契約としての効力を生じるものとする。

平成 年 月 日

発注者 岡山県津山市川崎458  
津山圏域衛生処理組合

管理者

受注者 [住所]  
[商号]  
[代表者]

## 物 価 指 数 等

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、平成28年7月に公表される、平成27年度（契約締結時）の建設工事費デフレーター（土木 環境衛生）（国土交通省）の年度時の指数を基準とし（ただし、受注者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、発注者と受注者で協議を行うものとする。）、この契約第20条第1項の規定による請求のあった時点の最新の建設工事費デフレーターに基づき、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

## 支 払 予 定 表

1. 工期における年度別支払限度額は、次のとおりとする

年 度	年度別支払限度額 (消費税含む)	備 考
年度	円	
年度	円	
年度	円	
合 計	円 (内消費税及び地方消費税の額 円)	

2. 発注者は、予算の都合等、必要がある場合は、支払限度額を変更できるものとする。

3. 発注者が支払限度額を変更する場合は、受注者に通知する。

# 保 険

【入札説明書の内容及び事業者提案によります。】